

令和 3 年度宮崎県地域防災計画 新旧対照表

第 1 編 総論
第 1 章 総則

現 行	修 正 案	備 考
<p>第 2 節 計画の基本方針</p> <p>この計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものとする。</p> <p>各防災関係機関の実施細目については、各防災機関がそれぞれ定めるものとする。</p> <p>防災計画の策定に当たっては、国土強靱化基本計画及び宮崎県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、国、県、市町村、関係機関が、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図ることを基本とする。</p> <p>また、地震災害対策編及び津波災害対策編については宮崎県地震・被害想定調査の結果等を踏まえ実際の計画とし、風水害、火山災害、林野火災等については本県の地域はもとより広く全国の過去の事例を分析し、各防災機関の活動任務を明確にするなど実際の計画とするとともに、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障がい者など、いわゆる避難行動要支援者と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたって、県民及び事業者の果たすべき役割を明示した計画とすることを基本とする。</p> <p>なお、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、あわせて地域住民に周知徹底を図るものとする。</p>	<p>第 2 節 計画の基本方針</p> <p>この計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものとする。</p> <p>各防災関係機関の実施細目については、各防災機関がそれぞれ定めるものとする。</p> <p>防災計画の策定に当たっては、国土強靱化基本計画及び宮崎県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、国、県、市町村、関係機関が、それぞれの果たすべき役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図ることを基本とする。<u>その際、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいくものとする。</u></p> <p>また、地震災害対策編及び津波災害対策編については宮崎県地震・被害想定調査の結果等を踏まえ実際の計画とし、風水害、火山災害、林野火災等については本県の地域はもとより広く全国の過去の事例を分析し、各防災機関の活動任務を明確にするなど実際の計画とするとともに、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障がい者など、いわゆる避難行動要支援者と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたって、県民及び事業者の果たすべき役割を明示した計画とすることを基本とする。</p> <p>なお、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、あわせて地域住民に周知徹底を図るものとする。</p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

第1編 総論

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正</p> <p>近年、都市化、高齢化、国際化、情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。</p> <p>県、市町村はもとより防災関係機関はこれらの変化に十分配慮した防災対策活動を推進することが求められる。</p> <p>そのため、特に次のような変化について十分な対応を図るものとする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p>これらの社会構造等の変化に伴う災害の質的変化等に的確に対応し、的確な防災対策活動を推進するために、県防災計画及び市町村防災計画については、機を失することなく必要な修正を行うものとする。</p>	<p>第2節 社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正</p> <p>近年、都市化、高齢化、国際化、情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。</p> <p>県、市町村はもとより防災関係機関はこれらの変化に十分配慮した防災対策活動を推進することが求められる。</p> <p>そのため、特に次のような変化について十分な対応を図るものとする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u></p> <p>これらの社会構造等の変化に伴う災害の質的変化等に的確に対応し、的確な防災対策活動を推進するために、県防災計画及び市町村防災計画については、機を失することなく必要な修正を行うものとする。</p>	<p>・ 防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

第 2 編 共通対策編
第 2 章 災害予防計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>第 2 款 活動体制の整備</p> <p>第 2 項 対策</p> <p>5 広域応援体制等の整備充実</p> <p>(5) 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備</p> <p>【県】</p> <p>ア 応援要請に対応するための体制整備</p> <p>県は、被災都道府県より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員ของทีม編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災都道府県から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。</p> <p>また、緊急消防援助隊について、<u>緊急消防援助隊宮崎県隊応援等実施計画</u>に基づく体制整備を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>【警察】 (略)</p> <p>第 8 款 避難収容体制の整備</p> <p>第 2 項 対策</p> <p>2 避難場所、避難所、避難路の確保</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>【市町村】</p> <p>指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。</p> <p>また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。<u>特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることを想定するとともに、平時から近隣市町村と調整を行うよう努めるものとする。</p> <p>なお、市町村は都市農地を避難場所として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。</p> <p>(2) 指定避難所</p>	<p>第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>第 2 款 活動体制の整備</p> <p>第 2 項 対策</p> <p>5 広域応援体制等の整備充実</p> <p>(5) 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備</p> <p>【県】</p> <p>ア 応援要請に対応するための体制整備</p> <p>県は、被災都道府県より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員ของทีม編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災都道府県から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がけるとともに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>また、緊急消防援助隊について、<u>緊急消防援助隊宮崎県大隊応援等実施計画</u>に基づく体制整備を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>【警察】 (略)</p> <p>第 8 款 避難収容体制の整備</p> <p>第 2 項 対策</p> <p>2 避難場所、避難所、避難路の確保</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>【市町村】</p> <p>指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。</p> <p>また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることを想定するとともに、平常時から近隣市町村と調整を行うよう努めるものとする。</p> <p>なお、市町村は都市農地を避難場所として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。</p> <p>(2) 指定避難所等</p>	<p>・ 防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>・ 防災基本計画の修正を踏まえた修正 (災害対策基本法改正)</p>

【市町村】

市町村は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難所を次の基準により指定しておくものとする。また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

避難所については次の事項を考慮して指定するものとする。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

イ～エ (略)

オ 管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、あらかじめ協定を締結するなど次により避難所の確保を図られていること。

(ア)～(イ) (略)

カ～キ (略)

ク 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

ケ (略)

【県】 (略)

(3)～(4) (略)

3 避難所等の広報と周知

市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難所等や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動の実施を通じて住民等に対する周知を徹底するとともに、定期的に防災マップなどの見直しとその内容の充実を図るものとする。

市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

【県】

【市町村】

市町村は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難所を指定しておくものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

避難所については次の事項を考慮して指定するものとする。

ア 避難者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

イ～エ (略)

オ 地域的な特性、過去の教訓、想定される災害及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、あらかじめ協定を締結するなど次により避難所の確保を図られていること。

(ア)～(イ) (略)

カ～キ (略)

ク 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

ケ (略)

コ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

サ 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

シ 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

【県】 (略)

(3)～(4) (略)

3 避難所等の広報と周知

【市町村】

市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難所等や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動の実施を通じて住民等に対する周知を徹底するとともに、定期的に防災マップなどの見直しとその内容の充実を図るものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

【県】

・ 防災基本計画の修正を踏まえた修正

第2編 共通対策編
第2章 災害予防計画

県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(1) 避難所等の広報

【市町村】

避難所等の指定を行った市町村は、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに避難所として指定した施設については、住民等にわかりやすいよう避難所の表示をしておくこと。

- ア 指定緊急避難場所、指定避難所の名称
- イ 指定緊急避難場所、指定避難所の所在位置
- ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路

エ その他必要な事項

(2) (略)

(3) 避難所の運営管理の知識の普及

【市町村】

市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

(4) (略)

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) (略)

(2) 指定避難所の備蓄物資及び設備の整備

【市町村】

市町村は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、マスク、消毒液、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施するものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、国の通知や県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドライン(R2.5.29)」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討

県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方や避難行動のあり方について、市町村とともに住民等への周知に努めるものとする。

(1) 避難所等の広報

【市町村】

避難所等の指定を行った市町村は、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに避難所として指定した施設については、住民等にわかりやすいよう避難所の表示を行うものとする。また、災害時に避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

- ア 指定緊急避難場所、指定避難所の名称
- イ 指定緊急避難場所、指定避難所の所在位置
- ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- エ 指定緊急避難場所、指定避難所の収容人数
- オ その他必要な事項

(2) (略)

(3) 避難所の運営管理の知識の普及

【市町村】

市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(4) (略)

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) (略)

(2) 指定避難所の備蓄物資及び設備の整備

【市町村】

市町村は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、マスク、消毒液、携帯トイレ、簡易トイレ、段ボールベッド、パーティション、感染症対策に必要な物資、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。また、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施するものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、国の通知や県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドライン(R2.5.29)」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

するよう努めるものとする。

【県】 (略)

5 応急仮設住宅の供与体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に收容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。

よって、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与体制を整備するものとする。

【市町村】

市町村は、次の事項に留意し応急仮設住宅の設置について供与体制を整備すること。

(1) 建設用地の選定

ア あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保しておくこと。

イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定すること。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則とし無償で提供を受けられる土地とすること。

(2) 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設すること。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等用地利用関係について明確にしておくこと。

(4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要によってあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定すること。

(6) 必要戸数の供給

ア 災害が発生した場合には、必要によって建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設すること。

イ 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、公団・公営住宅の一時利用、民間アパートの借り上げ等により実施すること。

するよう努めるものとする。

【県】 (略)

5 応急仮設住宅の提供体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に收容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。

よって、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅の提供体制を整備するものとする。

(1) 公営住宅等、賃貸型応急住宅の提供体制の整備

【県、市町村】

県及び市町村は、公営住宅等の既存ストックの空き室の状況を把握し、被災者への迅速な提供に努めるものとする。

また、賃貸型応急住宅の迅速な提供を行うため、不動産関係団体と連携強化を図る等、必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 建設型応急住宅の提供体制の整備

【市町村】

市町村は、次の事項に留意し応急仮設住宅の設置について提供体制を整備すること。

ア 建設用地の選定

(7) あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保しておくこと。

(イ) 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定すること。

(ウ) 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則とし無償で提供を受けられる土地とすること。

イ 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設すること。

ウ 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等用地利用関係について明確にしておくこと。

エ 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要によってあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。

オ 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定すること。

カ 必要戸数の供給

災害が発生した場合には、必要によって建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設すること。

・ 現行の運用に基づく修正

(7) 住宅の仕様等

単身や多人数世帯、高齢者や障害者等の災害時要援護者等、個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅の提供や設置後の地域社会づくり等に考慮した配置とすること。

【県】

県は、災害救助法の適用があった場合、当該市町村と協議の上、必要戸数について応急仮設住宅の建設を行う。

また、市町村の応急仮設住宅の建設にあたっては、社団法人プレハブ建築協会との協定（「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」）等により支援を行う。

第12款 要配慮者に係る安全確保体制の整備

第1項 基本方針

近年の災害では、要介護認定を受けている者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の犠牲が多くなっている。このため、県、市町村及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。

第2項 対策

1 (略)

2 避難行動要支援者の救護体制の整備

【市町村】 (略)

(1) 避難行動要支援者の名簿の整備等

ア 市町村地域防災計画に定めるところにより、福祉部局と防災部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、当該名簿の作成を行う。

イ 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、その把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間等をあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

ウ 庁舎の被災等が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿管理の適切な管理に努める。

エ 避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要援護者本人の同意を得ることにより、又は、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要援護者名簿を提供するものとし、その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

オ 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する

キ 応急仮設住宅の仕様等

応急仮設住宅の提供に当たっては、単身や多人数世帯、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者等、個々の需要に応じた住宅の仕様や、提供後の地域社会づくり等に考慮した配置とすること。

【県】

県は、災害救助法の適用があった場合、当該市町村と協議の上、必要戸数について応急仮設住宅の建設を行う。

また、市町村の応急仮設住宅の建設にあたっては、一般社団法人プレハブ建築協会との協定（「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」）等により支援を行う。

第12款 要配慮者に係る安全確保体制等の整備

第1項 基本方針

近年の災害では、要介護認定を受けている者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の犠牲が多くなっている。このため、県、市町村及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者等は連携を図りつつ、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制及び福祉支援体制について整備に努めるものとする。

第2項 対策

1 (略)

2 避難行動要支援者の救護体制の整備

【市町村】 (略)

(1) 避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画

ア 市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

イ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、福祉部局や防災部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、当該名簿の作成を行う。

ウ 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、その把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間等をあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

エ 避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要援護者本人の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要援護者名簿を提供するものとし、その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

・ 防災基本計画の修正を踏まえた修正
(災害対策基本法の改正)

第2編 共通対策編
第2章 災害予防計画

ことができる。

この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

- カ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等と連携し、避難行動支援のための個別計画の策定に努めるものとする。
- キ 避難行動要支援者と避難支援等の関係者の両者が参加し、情報伝達や避難支援等について実際に機能するか点検するため、避難訓練の実施に努めるものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所での生活に資する車椅子、携帯便器、オムツ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を整備しておく。

この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

カ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災部局や福祉部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

キ 個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するよう努める。

ク 避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとし、その際、計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ケ 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。

この場合においては、計画情報を提供することについて当該計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

コ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

サ 市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

シ 庁舎の被災等が生じた場合においても、当該名簿や計画の活用に支障が生じないよう、名簿情報及び計画情報の適切な管理に努める。

ス 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(2)～(4) (略)

(5) 福祉避難所の指定等

市町村は、介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を指定するとともに、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

・ 防災基本計画の修正及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定を踏まえた修正(災害対策基本法の改正)

なお、福祉避難所が不足する場合に備え、事前にその確保に努めるものとする。

【県】

県は、市町村の行う避難行動要支援者の救護体制の整備（啓発パンフレットの作成・配付の取組など）について、助言・指導を行うとともに、その実施に当たって関係機関団体との調整を支援する。

3 (略)

第13款 防災関係機関の防災訓練の実施

第1項 基本方針

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関は相互の連携のもと災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練を行うにあたっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、性別、年齢等にかかわらず、要配慮者等多様な住民が参加し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む。

また、福祉避難所での生活に資するポータブルトイレ、紙おむつ、ストーマ用装具等の生活必需品の備蓄及び要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保等について体制を整備しておく。

なお、福祉避難所が不足する場合に備え、生活相談員等を配置する福祉避難スペースの活用も視野に入れ、事前にその確保に努める。

【県】

(1) 市町村に対する後方支援

県は、市町村の行う避難行動要支援者の救護体制の整備（啓発パンフレットの作成・配付の取組など）について、助言・指導を行うとともに、その実施に当たって関係機関団体との調整を支援する。

(2) 災害派遣福祉チーム（DWAT）の体制整備

県は、災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子どもほか、傷病者等）の福祉ニーズを的確に把握し、可能な限りそのニーズへ対応し、生活機能の低下等の防止を図りつつ、日常生活への移行を支援するため、災害時の福祉支援体制の構築に取り組みとともにチーム員の活動に必要な知識等の向上を図るための研修及び訓練を実施するものとする。

[参考] DWATによる福祉支援活動

(1) DWATの編成

一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチーム。

(2) DWATの構成

社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者からなる4～6名を標準とする。なお、災害時要配慮者の多様なニーズに対応するため、性別及び社会福祉士等の相談援助職や介護福祉士等の介護職等の職種構成のバランスに配慮する。

(3) DWATによる活動

県は、被災市町村からの要請を受け、宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会と連携し、DWATを派遣する。その活動内容は、以下に掲げるとおりとする。

ア 福祉避難所等への誘導

イ 災害時要配慮者へのアセスメント

ウ 日常生活上の支援

エ 相談支援

オ 避難所内の環境整備

カ 災害福祉支援ネットワーク本部、県との連絡調整、状況等の報告

3 (略)

第13款 防災関係機関の防災訓練の実施

第1項 基本方針

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関は相互の連携のもと災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練を行うにあたっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、性別、年齢等にかかわら

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

第2編 共通対策編
第2章 災害予防計画

など実践的なものとなるよう工夫するものとする。さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め防災対策の充実強化を図るものとする。

第2項 (略)

第3節 県民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

第1項 (略)

第2項 対策

1 県民に対する防災知識の普及

(1)～(2) (略)

(3) 日常生活に密着した啓発の実施

【県、市町村、防災関係機関】

災害の種類、季節等の状況に応じて、災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対してはどのような配慮が必要か、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ等にどのように配慮するのかなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民の育成を図り、被害を最小限にとどめられるよう啓発を実施する。

また、避難先は避難所だけではなく、在宅避難や親戚・知人宅への避難など多様な避難のあり方を啓発するとともに、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下であっても避難所への避難を躊躇することがないように、住民に対して啓発を実施する。

なお、啓発の方法は以下のとおりとする。

ア・イ (略)

(4)～(5) (略)

第2款 自主防災組織等の育成強化

第1項 基本方針

ず、要配慮者等多様な住民が参加し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込んだり、大規模広域災害時の円滑な広域避難のため、関係機関と連携する等、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め防災対策の充実強化を図るものとする。

第2項 (略)

第3節 県民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

第1項 (略)

第2項 対策

1 県民に対する防災知識の普及

(1)～(2) (略)

(3) 日常生活に密着した啓発の実施

【県、市町村、防災関係機関】

災害の種類、季節等の状況に応じて、「自らの安全を守るための行動」「高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対する配慮」「被災時の男女のニーズの違い等に対する男女双方の視点」「性的マイノリティ等に対する配慮」の必要性など、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民の育成を図り、被害を最小限にとどめられるよう啓発を実施する。

主な啓発内容は以下のとおりである。

ア 避難先は避難所だけではなく、在宅避難や親戚・知人宅への避難など多様であること。

イ それぞれの避難の特徴を知り、備蓄等の事前準備を行うこと。

ウ 「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下であっても避難所への避難を躊躇しないこと。

エ 過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

オ 平常時からハザードマップ等を活用し、自宅や地域の危険性、避難所・親戚知人宅等の場所、避難経路等の確認を行うこと。

カ 警戒レベル、避難指示等、気象情報等の意味を理解すること。

キ 災害時における家族等との連絡方法を考えておくこと。

ク 家屋が被災することを想定し、保険加入を検討するとともに、被災した際は、片付けや修理の前に、家屋内外の写真を撮影しておくこと。

ケ 共助の重要性を理解し、地域の避難行動等を、地域の多様な主体で話し合うこと。

コ 避難訓練に参加すること。

啓発の方法は以下のとおりとする。

ア・イ (略)

(4)～(5) (略)

第2款 自主防災組織等の育成強化

第1項 基本方針

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

第2編 共通対策編

第2章 災害予防計画

大規模な災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、県民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、県及び市町村は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による自主防災組織の核となるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これら組織の日常化、訓練の実施を促し、自主防災組織の活動カバー率の向上及び充実を図るほか、県民の自発的な防災活動と女性の参画の促進を図り、県民は防災活動の参加に努めるものとする。

第2項 (略)

第3款 ボランティアの環境整備

第1項 (略)

第2項 対策

1 活動促進のための拠点機能の充実

【県・市町村】

ボランティア活動を促進する地域の拠点となる市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会設置）と、その中核機関となる宮崎県ボランティアセンター（県社会福祉協議会設置）について、相談、登録・あっせん機能、研修機能、支援機能等の充実に取り組む。

また、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティアの受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

2 宮崎県ボランティア基金の活用

【県】

「宮崎県ボランティア基金」の効果的活用により、県・市町村社会福祉協議会の設置するボランティアセンターが、活動の普及啓発や人材育成など地域での活動促進を図るための事業を推進したり、ボランティア保険への加入助成など、県民が安心して活動に参加できるための基盤整備を進める。

3 活動促進のための体制づくり

(1) ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

【県、市町村】

県及び市町村は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係部局が担当窓口となり調整を行う。

また、災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置し、ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

(2) ボランティアの「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立

大規模な災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、県民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、県及び市町村は、自主防災組織の育成・強化、企業防災活動の推進及び災害ボランティア活動の環境整備を図り、消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による自主防災組織の核となるリーダーの育成、多様な世代や主体が参加できるような環境の整備等により、これら組織の日常化、訓練の実施を促し、自主防災組織の活動カバー率の向上及び充実を図るほか、県民の自発的な防災活動と女性の参画の促進を図り、県民は防災活動の参加に努めるものとする。

第2項 (略)

第3款 ボランティアの環境整備

第1項 (略)

第2項 対策

1 活動促進のための環境整備

【県・市町村】

ボランティア活動を促進する地域の拠点となる市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会設置）と、その中核機関となる宮崎県ボランティアセンター（県社会福祉協議会設置）について、相談、登録・あっせん機能、研修機能、支援機能等の充実に取り組む。

また、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティアの受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

2 宮崎県ボランティア基金の活用

【県】

「宮崎県ボランティア基金」の効果的活用により、県・市町村社会福祉協議会の設置するボランティアセンターが、活動の普及啓発や人材育成など地域での活動促進を図るための事業を推進し、県民が安心して活動に参加できるための基盤整備を進める。

3 活動促進のための体制づくり

(1) ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係部局が担当窓口となり調整を行う。

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」として「災害ボランティアセンター」を設置することとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

(2) 災害ボランティアセンターの整備と応援体制の確立

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・現行運用に基づく修正

・記載内容重複による削除

・協定締結（R3.12.7）及び現行運用に基づく修正

第2編 共通対策編

第2章 災害予防計画

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会とともに、「受入れ窓口」の体制整備を強化する。また、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、本県域を越えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

(3) コーディネートシステムの構築

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、概ね次のとおりとする。

ア 市町村社会福祉協議会における業務

(ア) 被災者のニーズ調査

(イ) 被災者やボランティアからの相談受付

(ウ) 要援護者への支援

- ・ボランティア活動希望者の派遣
- ・ボランティア活動プログラムの策定と提供
- ・ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供

(エ) 被災者やボランティアに対する情報提供

(オ) 各関係機関・団体との連絡・調整

イ 県社会福祉協議会における業務

(ア) 現地本部の支援

- ・全国からのボランティアの登録と派遣
- ・全国からの支援の受入れと被災者への提供
- ・ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ

(イ) 県内外への情報提供

(ウ) 各関係機関・団体との連絡・調整

(4) ボランティアの養成・登録等

ア ボランティアコーディネーターの養成

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時に、ボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から市町村社会福祉協議会、企業、学校、その他団体のボランティアコーディネーター等を対象に日本赤十字社宮崎県支部と連携し、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

イ ボランティアリーダー等の養成と組織化

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時には、地域のボランティアリーダーや民生・児童委員、社会福祉施設等がボランティア活動の中核となることが期待されるため日本赤十字社宮崎県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を実施する。

また、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

ウ ボランティア研修の実施

【県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会】

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア養成のための研修を実施する。

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会とともに、災害ボランティアセンターの運営体制を強化し、災害時におけるボランティアの受入れ、調整及び派遣が一元化して行えるよう、あらかじめ関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

また、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、本県域を越えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

ボランティアセンターの活動内容は、概ね次のとおりとする。

ア 市町村災害ボランティアセンターの活動内容

(ア) 被災者のニーズ調査

(イ) 被災者やボランティアからの相談受付

(ウ) 要配慮者への支援

- ・ボランティア活動希望者の派遣
- ・ボランティア活動プログラムの策定と提供
- ・ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供

(エ) 被災者やボランティアに対する情報提供

(オ) 各関係機関・団体との連絡・調整

イ 県災害ボランティアセンターの活動内容

(ア) 市町村災害ボランティアセンターの支援

- ・県内外の社会福祉協議会職員の派遣要請と受入れ
- ・全国からの支援の受入れと調整

(イ) 県内外への情報提供

(ウ) 各関係機関・団体との連絡・調整

(3) ボランティアの養成・登録等

ア 災害ボランティアセンターの運営に係る人材の養成

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時におけるボランティア活動を円滑に行うため、平時から民生委員・児童委員、社会福祉施設、NPO、企業、学校等との関係づくりに努め、広く住民を対象とした災害ボランティアセンターの運営訓練を行う等、災害時の支援や対応についての研修を実施する。

第2編 共通対策編

第2章 災害予防計画

エ ボランティアの登録

【市町村社会福祉協議会】

災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

また、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部とも登録情報の共有化を図る。

(5) ボランティアの活動環境の整備

ア・イ (略)

ウ 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、防災関係機関や日本赤十字社宮崎県支部と連携しながら災害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。

エ ボランティアコーディネーターの配置

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、専任のボランティアコーディネーターの配置に努める。

オ ボランティア保険への加入促進

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、保険料の助成に努める。

カ (略)

(6) (略)

第4款 地区防災計画の策定

市町村は、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画について定めることができる。

イ ボランティアの登録

【市町村社会福祉協議会】

災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

(4) ボランティアの活動環境の整備

ア・イ (略)

ウ 「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の策定

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、防災関係機関等と連携しながら「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の策定に努める。

エ 災害支援リーダーの養成

【県社会福祉協議会】

災害時における災害ボランティアセンターの運営を効果的に進めるため、平時から地域づくりや多様な団体・機関等との調整を行う等、市町村災害ボランティアセンターにおいてリーダー的役割を担う人材を育成する。

オ ボランティア保険への加入促進

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図る。

カ (略)

(5) (略)

第4款 地区防災計画の策定

1 市町村は、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画について定めることができる。

2 市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

第2編 共通対策編
第3章 災害応急対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 活動体制の確立 第1款 県災害対策本部等の設置 第1項 (略) 第2項 対策 1～3 (略) 4 災害対策本部の組織等 災害対策本部の組織については、災害応急対策の万全を期すため、任務の遂行に必要な全庁をあげた編成を行うものとする。 災害対策本部の構成については、別図「宮崎県災害対策本部組織図」のとおりとする。 <宮崎県災害対策本部組織図> (略) (1)～(4) (略) (5) 災害対策本部の室 災害対策本部に通常の業務を通じて災害対策にあたる12室を置き、室長は各部署の部長をもって充てる。 室に総合対策部に準じた班を置く。 各室各班の事務分掌については、表2のとおりとする。 (6)～(10) (略) 5～7 (略) 8 <u>非常(緊急)災害現地対策本部との連携</u> 災害対策本部は、<u>国が非常(緊急)災害現地対策本部を設置したときは</u>、国の現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。 9～11 (略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では<u>被害に関する細かい数値より災害全体の概要を知ること</u>に全力を上げる必要がある。 また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、待ちの姿勢ではなくあらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困</p>	<p>第1節 活動体制の確立 第1款 県災害対策本部等の設置 第1項 (略) 第2項 対策 1～3 (略) 4 災害対策本部の組織等 災害対策本部の組織については、災害応急対策の万全を期すため、任務の遂行に必要な全庁をあげた編成を行うものとする。 災害対策本部の構成については、別図「宮崎県災害対策本部組織図」のとおりとする。 <宮崎県災害対策本部組織図> (略) (1)～(4) (略) (5) 災害対策本部の室 ① <u>部局対策室</u> 災害対策本部に通常の業務を通じて災害対策にあたる12室を置き、室長は各部署の部長をもって充てる。 室に総合対策部に準じた班を置く。 各室各班の事務分掌については、表2のとおりとする。 ② <u>受援対策室</u> <u>県内で震度6弱以上の地震があったとき又は津波予報区「宮崎県」に大津波警報が発表されたときのほか、災害対策本部が必要と認めたときは、災害対策本部に受援対策室を置き、受援対策室長に総務部次長(総務・市町村担当)を、受援対策室次長に商工観光労働部次長をもって充てる。</u> <u>室に総務班、人的資源班、物的資源班を置き、各班の事務分掌については、別に定める。</u> (6)～(10) (略) 5～7 (略) 8 <u>国の現地対策本部との連携</u> 災害対策本部は、<u>国が緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部(以下「国の現地対策本部」という。)</u>を設置したときは、<u>国の現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。</u> 9～11 (略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では<u>被害規模の把握を早期に行い、災害全体の概要を知ること</u>に全力を上げる必要がある。 また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、待ちの姿勢ではなくあらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困</p>	<p>・受援対策室設置に伴う修正</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正 (災害対策基本法の改正)</p> <p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

第2編 共通対策編
第3章 災害応急対策計画

難な場合は、被災現場に人員を派遣し情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

第1項～第2項 (略)

第2款 通信手段の確保

第1項 (略)

第2項 対策

1 (略)

2 代替通信機能の確保

【県、市町村、防災関係機関】

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次の様な代替手段を用いる。

(1) NTTの災害時優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への収容については、NTT西日本宮崎支店(延岡・都城)へ依頼する。

(2) NTTの非常・緊急通話の利用

震災時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは、困難な場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話または電報を利用する。

ア 非常通話とは、地震、集中豪雨、台風等により非常事態が発生した場合(または、発生のおそれがある場合)救援、交通、通信、電力の確保や、秩序維持のための通話である。

イ 緊急通話とは、上記の非常事態のほか緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のための通話である。いずれの通話も交換手扱い通話であり、優先順位としては、非常通話、緊急通話の順となっており、あらかじめNTTに電話番号を登録しておく事が必要である。(県庁重要加入電話)

ウ 電報に関しても通話と同様に非常、緊急電報を設けている。

(3) (略)

(4) 非常無線通信の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信(以下「非常通信」という。)を行うことができる。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

ア～ウ (略)

エ 発信の手続

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙(なければ普通の用紙でもよい)に力タカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

(ア) あて先の住所、氏名(職名)及びわかれば電話番号

(イ) 本文(200字以内)、末尾に発信人名(段落にて区切る)

(ウ) 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

難な場合は、被災現場に人員を派遣し情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

第1項～第2項 (略)

第2款 通信手段の確保

第1項 (略)

第2項 対策

1 (略)

2 代替通信機能の確保

【県、市町村、防災関係機関】

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次の様な代替手段を用いる。

(1) NTT西日本の災害時優先電話

災害時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への収容については、NTT西日本総合窓口「116番」へ連絡・申請する。

(2) (略)

(3) 非常無線通信の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信(以下「非常通信」という。)を行うことができる。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

ア～ウ (略)

エ 発信の手続

非常通報の形式は、電報形式又は文書形式とし、宛名、本文、発信局等の必要事項を記載した通信文により、無線局に非常通報の伝送を依頼する。

・ 現行の運用に基づく修正

・ 「102番」サービス廃止に伴う修正

・ 現行の運用に基づく修正

第2編 共通対策編
第3章 災害応急対策計画

(5) 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第41条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

<通信設備が優先利(使用できる機関名)>

	通信設備設置機関	申込み窓口
知事 市町村長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体 水防管理者 水防団長 消防機関の長	県(総合情報ネットワーク)	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
	県警察本部	県警察本部-通信指令室長 各警察署-署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する。
	宮崎地方気象台	その都度依頼する。
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	JR九州鹿児島支社	駅長等
	九州電力株式会社	支店、営業所、耳川水力整備事務所
	九州電力送配電株式会社	支社・配電事業所
	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する。
陸上自衛隊	その都度依頼する。	
航空自衛隊	その都度依頼する。	

(6) 孤立防止対策用衛星電話の利用

災害時、特に郡部において交通手段、通信手段が途絶し孤立地区の発生が予想される。このため西日本電信電話(株)は孤立防止対策用衛星電話を、NTT西日本の各支店、市町村役場、農漁協、小学校等に常置しており、一般加入電話等の途絶に際してはこの衛星電話を利用する。

<利用方法> (略)

(7)～(11) (略)

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1款 災害情報の収集・連絡

第1項 基本方針 (略)

第2項 対策

1 (略)

2 第1次情報等の収集

【県、市町村、防災関係機関】

(1) (略)

(2) 現地調査班の派遣

県は災害による被害程度が相当のものと認められ、被災市町村が県への被害状況を報告できない場合を想定して県職員が情報収集に赴く場合の情報収集要領をあらかじめ策定するものとし、派遣された災害対策本部または地方支部の職員は、現地での被害状況調査と連絡員の役割を担うものとする。なお重点的に調査すべき項目を次に示す。

(4) 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第41条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

<通信設備が優先利(使用できる機関名)>

	通信設備設置機関	申込み窓口
知事 市町村長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体 水防管理者 消防機関の長	県(総合情報ネットワーク)	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
	県警察本部	県警察本部-警備第二課長 各警察署-署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する。
	宮崎地方気象台	その都度依頼する。
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	NTT西日本宮崎支店	災害対策担当
	JR九州鹿児島支社	駅長等
	九州電力株式会社	支店、営業所、耳川水力整備事務所
	九州電力送配電株式会社	支社・配電事業所
宮崎ガス株式会社	その都度依頼する。	
陸上自衛隊	その都度依頼する。	
航空自衛隊	その都度依頼する。	

(5) 電気通信事業者の災害対策用通信機器の利用

災害時、特に郡部において交通手段、通信手段が途絶し孤立地区の発生が予想される。このような場合に際しては県、市町村等は、電気通信事業者(NTT西日本、携帯電話事業者等)へ、特設公衆電話の利用や衛星携帯電話等の貸出しを要請し、通信手段を確保するものとする。

<利用方法> (略)

(6)～(10) (略)

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1款 災害情報の収集・連絡

第1項 基本方針 (略)

第2項 対策

1 (略)

2 第1次情報等の収集

【県、市町村、防災関係機関】

(1) (略)

(2) 情報連絡員及び被災市町村支援チームの派遣

県は、災害による被害程度が相当のものと認められるときは、災害初動期における情報収集及び連絡調整等のため、被災市町村に情報連絡員を派遣する。また、大規模災害等において、市町村の災害応急対応支援を目的に、災害対策本部長の判断又は被災市町村若しくは災害対策本部地方支部長の要請により、被災市町村支援チームを派遣する。

・ 現行運用に基づく修正

・ 現行運用に基づく修正

・ 災害応急対策強化のための取組

第2編 共通対策編
第3章 災害応急対策計画

- ア 火災の状況(炎上、延焼、消防隊の配置)
- イ 建築物の被害状況(木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要救助者の有無)
- ウ 道路、鉄道の被害(橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱)
- エ 崖崩れの状況(位置、被災戸数、要救助者の有無)
- オ 道路渋滞の状況
- カ 住民の行動、避難状況、要望
- キ 現地での応急対策活動での問題点
- ク 災害救助法の適用基準となる人的被害、住家被害の世帯数
- ケ 社会福祉施設の被害

第3節 広域応援活動

第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

第1項 (略)

第2項 対策

1 応援要請の実施

(1) 県の応援要請

【県】

ア (略)

イ 他都道府県等への応援要請

(ア)～(ウ) (略)

ウ～カ (略)

(2) 市町村の応援要請

2 応援受入体制の確保

【市町村】

(1) (略)

(2) 物資等の受入体制の確保

ア・イ (略)

【県】

(1) (略)

(2) 自衛隊等の受入体制の確保

ア・イ (略)

第9節 避難収容活動

第1款 避難誘導の実施

県は、情報連絡員及び被災市町村支援チームの派遣基準や業務、構成、派遣の期間等に係る要綱をあらかじめ策定するものとする。

第3節 広域応援活動

第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

第1項 (略)

第2項 対策

1 応援要請の実施

(1) 県の応援要請

【県】

ア (略)

イ 他都道府県等への応援要請

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 応急対策職員派遣制度(総務省)に基づく応援要請

知事は大規模な災害が発生し、本県単独では十分な災害応急対応ができないと判断したときは、総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部に対して応援を要請する。

ウ～カ (略)

(2) 市町村の応援要請

2 応援受入体制の確保

【市町村】

(1) (略)

(2) 物資等の受入体制の確保

ア・イ (略)

ウ 執務スペースの確保

市町村長は、応援職員の執務スペースを確保するものとし、その際は、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

【県】

(1) (略)

(2) 自衛隊等の受入体制の確保

ア・イ (略)

ウ 執務スペースの確保

知事は、応援職員の執務スペースを確保するものとし、その際は、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

第9節 避難収容活動

第1款 避難誘導の実施

・記載の適正化

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

第2編 共通対策編
第3章 災害応急対策計画

第1項 (略)

第2項 対策

1 避難対策の実施責任者

(1) 避難の勧告・指示

避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。(災害対策基本法第60条第5項～7項)

(2) (略)

(3) 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難の勧告、指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難の勧告・指示者が行い、避難所の開設、収容保護は、市町村が行うものとするが、両者は緊密な連絡を保って実施するものとする。

(4) (略)

2～7 (略)

第2款 避難所の開設、運営

第1項 (略)

第2項 対策

(1) (略)

(2) 避難所の運営

【市町村】

市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ア・イ (略)

ウ 生活環境の整備

避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、次の事項について対応する。

(7) (略)

(イ) 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、

第1項 (略)

第2項 対策

1 避難対策の実施責任者

(1) 避難の指示

避難の指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。(災害対策基本法第60条第5項～7項)

(2) (略)

(3) 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難の指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示者が行い、避難所の開設、収容保護は、市町村が行うものとするが、両者は緊密な連絡を保って実施するものとする。

県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

また、県及び市町村は、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(4) (略)

2～7 (略)

第2款 避難所の開設、運営

第1項 (略)

第2項 対策

(1) (略)

(2) 避難所の運営

【市町村】

市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ア・イ (略)

ウ 生活環境の整備

避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、次の事項について対応する。

(7) (略)

(イ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえたレイアウト等の必要な措置を講じるとともに、開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次

・ 防災基本計画の修正を踏まえた修正

・ 防災基本計画の修正を踏まえた修正

第2編 共通対策編
第3章 災害応急対策計画

入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(設備、備品の例示) (略)

(ウ) 避難所として指定する施設について平常時よりバリアフリー化に努めるものとする。

なお、物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、災害時要援護者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

(エ～オ) (略)

(カ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ等に以下のとおり配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努めるものとする。

a～c (略)

d 女性や子どもに対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつける。

e 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努める。

f (略)

(キ) (略)

エ・オ (略)

【県】 (略)

第4款 避難生活環境の確保

第1項 (略)

第2項対策

1 (略)

2 健康管理

(1)～(4) (略)

(5) 避難所外避難者の健康状態の把握

【県・市町村】

在宅避難や車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

第5款 要配慮者への配慮

第1項 基本方針

高齢者、障がい者等、特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に対して

の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(設備、備品の例示) (略)

(ウ) 避難所として指定する施設について平常時よりバリアフリー化に努めるものとする。

なお、物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、避難行動要支援者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

(エ～オ) (略)

(カ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ等に以下のとおり配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努めるものとする。

a～c (略)

d 女性や子どもに対する性暴力・DV等を予防するため、DVについての注意喚起のポスターの掲載、男女のトイレは離れた場所に設置、トイレ・更衣室・入浴設備等は、昼夜を問わず安心して使用できる場所の選定と照明の増設等の配慮を行う。

e 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター、警察、医療機関及び女性支援団体等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努める。

f (略)

(キ) (略)

エ・オ (略)

【県】 (略)

第4款 避難生活環境の確保

第1項 (略)

第2項対策

1 (略)

2 健康管理

(1)～(4) (略)

(5) 避難所外避難者の健康状態の把握

【県・市町村】

在宅避難や車中避難など避難所以外への避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

第5款 要配慮者への配慮

第1項 基本方針

高齢者、障がい者等、特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に対して

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

第2編 共通対策編
第3章 災害応急対策計画

は、その個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、災害応急対策の実施にあたり、きめ細かな対応が必要であり、自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を推進するものとする。

特に、要配慮者のうち災害発生時において、自ら避難することが困難な者に対しては、次の対策に記載するとおり避難行動要支援者名簿に基づき、円滑な避難を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う要配慮者への配慮に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 要配慮者に配慮した応急対策の実施

【市町村】

(1) 災害発生直後に必要な対策

ア 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿に基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。

なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿を提供でき、この場合、名簿情報を提供することについて本人の同意を要しないことに留意する。

イ 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行う。

(2) (略)

2～3 (略)

4 避難行動要支援者に対する安全確保対策

(1) (略)

(2) 安否確認、救助活動

【県、市町村】

県及び市町村は、保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生・児童委員、近隣住民(自主防災組織)、福祉団体(社協、老人クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

【県警察本部】 (略)

(3)～(8) (略)

第6款 応急住宅の確保

第1項 (略)

第2項 対策

1 基本事項

(1) (略)

は、その個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、災害応急対策の実施にあたり、きめ細かな対応が必要であり、自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を推進するものとする。

特に、要配慮者のうち災害時において、自ら避難することが困難な者に対しては、次の対策に記載するとおり避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、円滑な避難を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う要配慮者への配慮に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 要配慮者に配慮した応急対策の実施

【市町村】

(1) 災害発生直後に必要な対策

ア 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。

なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿や計画を提供でき、この場合、名簿情報や計画情報を提供することについて本人(計画に関しては、避難支援者を含む。)の同意を要しないことに留意する。

イ 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所など安全な場所への速やかな避難誘導を行う。

(2) (略)

2～3 (略)

4 避難行動要支援者に対する安全確保対策

(1) (略)

(2) 安否確認、救助活動

【県、市町村】

県及び市町村は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画、あるいは保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、近隣住民(自主防災組織)、福祉団体(社協、老人クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

【県警察本部】 (略)

(3)～(8) (略)

第6款 応急住宅の確保

第1項 (略)

第2項 対策

1 基本事項

(1) (略)

(2) 県は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

(2)～(3) (略)

第7款 広域一時滞在

第1項 基本方針

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

第2項 対策

- 1 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで市町村に代わって広域一時滞在のための協議を行うものとする。
- 2 国は、市町村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

(3)～(4) (略)

第7款 広域避難及び広域一時滞在

第1項 基本方針

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中の被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第2項 対策

1 広域避難

- (1) 市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- (3) 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (4) 県・市町村・運送事業者等は、あらかじめ具体的な運用を定めるとともに、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

2 広域一時滞在

- (1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで市町村に代わって広域一時滞在のための協議を行うものとする。
- (3) 国は、市町村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

・防災基本計画の修正を踏まえた修正
(災害対策基本法の改正)

第17節 自発的支援の受入れ

第1款 ボランティア活動の受入れ

第1項 (略)

第2項 対策

1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

(1) 県及び市町村における措置

【県、市町村】

災害発生時及び復旧期における防災ボランティアの活動支援については災害対策本部内にボランティア調整グループを編成し、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部等と連携してボランティアの総合調整を図るものとする。

(2) 受入れ体制の確保

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害発生後直ちに、被災地の市町村社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置しボランティアの受入れ体制を確保する。

被害が甚大で、被災地の市町村のみでは対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会は事務局内にボランティア支援本部を設置し、ボランティア現地本部を支援する。

また、その他の市町村社会福祉協議会にもボランティアの受入れ・派遣体制を早急に整備するなど支援体制の確立を図るものとする。

(3) 「受入れ窓口」の運営

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

ア ボランティア現地本部の活動内容

①～⑦ [略]

⑧ 災害対策本部との連絡調整

⑨ 「ボランティア支援本部」及び「ボランティア救援対策本部」への支援要請

⑩ ボランティアコーディネーターの受入れ

⑪ その他被災者の生活支援に必要な活動

イ ボランティア救援対策本部の活動内容

ボランティア救援対策本部は、激甚災害の場合に現地本部を支援するために県社会福祉協議会が主体となり、ライフラインの回復が早く、通信・交通のアクセスが良いなど比較的被害の小さい現地又は近隣市町村に設置する。

ボランティア救援対策本部は、現地本部が被災地域での生活支援等の活動に専念できるよう全国からのボランティアの登録、派遣等のコーディネート等を一体的に行うほか、ボランティア活動保険の加入手続きや現地本部が必要としている機材・物資等の調達・供給を行うなどボランティア現地本部の役割の大部分を担うこととする。

① ボランティア現地本部の支援

② 県内外からのボランティアの登録と派遣

③ 全国からの支援の受入れと提供

④ ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ

⑤ 被災地災害対策本部及びボランティア支援本部との緊密な連携

ウ ボランティア支援本部

① 報道機関等への情報提供・広報

② パソコン・FAX等を活用した情報提供

③ 他都道府県からの支援受入れと要請

④ ボランティア現地本部や災害対策本部内に編成されるボランティア対策班との

第17節 自発的支援の受入れ

第1款 ボランティア活動の受入れ

第1項 (略)

第2項 対策

1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

(1) 県及び市町村における措置

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時及び復旧期における災害ボランティアの活動支援についてはボランティアの総合窓口を設置し、県・市町村社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部等と連携してボランティアの総合調整を図るものとする。

(2) 受入れ体制の確保

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害発生後直ちに、被災地の市町村社会福祉協議会に市町村災害ボランティアセンターを設置しボランティアの受入れ体制を確保する。

被害が甚大で、被災地の市町村のみでは対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会は県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア現地本部を支援する。

また、その他の市町村社会福祉協議会にもボランティアの受入れ・派遣体制を早急に整備するなど支援体制の確立を図るものとする。

(3) 災害ボランティアセンターの運営

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

ア 市町村災害ボランティアセンターの業務

①～⑦ [略]

⑧ 市町村災害対策本部との連絡調整

⑨ 県災害ボランティアセンターへの支援要請

⑩ その他被災者の生活支援に必要な活動

イ 県災害ボランティアセンターの業務

① 被災地及び市町村災害ボランティアセンターに関する情報収集・情報発信

② 市町村災害ボランティアセンターの設置運営に対する支援・連絡・調整・派遣等

③ 県外社会福祉協議会との連絡・調整・受入及び派遣等

④ 県災害ボランティアセンター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問合せへの対応

⑤ 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理

⑥ 県災害対策本部等との情報の共有

⑦ 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

⑧ その他、県災害ボランティアセンターの活動に必要な業務

ウ 被災地外の市町村社会福祉協議会の業務

被災地の状況把握及び当該地域内のボランティア活動希望者への情報提供を行うとともに、県災害ボランティアセンターと連携し、必要な支援を行う。

・協定締結(R3.12.7)及び現行運用に基づく修正

連絡調整

エ 被災地外の市町村社会福祉協議会の窓口

当該地域内のボランティア活動希望者の登録とオリエンテーションを行い、求められる活動内容ごとに活動可能な者を取りまとめボランティア救援対策本部やボランティア支援本部に連絡(登録)するほか次の業務を担う。

①ボランティアコーディネーターの派遣

②被災地の状況把握と関係団体への情報提供

③ボランティア救援対策本部及びボランティア支援本部との連携

2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

(1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

【県、市町村】

市町村は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し市町村とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

県は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、県内部及びボランティア支援本部との連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

【県、市町村】

ボランティアに県・市町村社会福祉協議会が設置するボランティアセンターを通じて協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。

ア～オ [略]

(3)～(5) [略]

3 [略]

4 赤十字防災ボランティアの活動

【日本赤十字社宮崎県支部】

(1) 赤十字防災ボランティア「受入れ窓口」の設置・構成等

ア 赤十字防災ボランティアセンターの設置

災害発生後直ちに、日本赤十字社宮崎県支部にボランティアセンターを設置しボランティアの受入れ体制をつくる。また、県に設置されるボランティア対策本部と連携しボランティアの受入れを実施する。

イ [略]

(2) 防災ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

赤十字防災ボランティアセンターは、ボランティア現地本部及び支援本部と連絡を密にして被災状況、被災者のニーズ等を把握し、活動内容及び派遣人員などの調整を行う。

(3) 赤十字防災ボランティアの活動

ア 赤十字防災ボランティアの活動内容

日本赤十字社宮崎県支部は、積極的に赤十字防災ボランティアの参加・協力を求めて災害救護活動の一層の推進を図ることとし、災害時に赤十字防災ボランティアに対し、次の技術・技能的な専門性のある活動を依頼する。

2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

(1) 市町村災害ボランティアセンター及び県災害ボランティアセンターとの連携

【県、市町村】

市町村は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、市町村と市町村災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

県は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、県内部及び県災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行う。

なお、県及び県から事務の委任を受けた市町村は、災害ボランティア活動と県及び市町村が実施する救助の調整事務について、県・市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託することにより、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

【県、市町村】

ボランティアに県及び市町村災害ボランティアセンターを通じて協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。

ア～オ [略]

(3)～(5) [略]

3 [略]

4 赤十字防災ボランティアの活動

【日本赤十字社宮崎県支部】

(1) 赤十字防災ボランティア「受入れ窓口」の設置・構成等

ア 赤十字防災ボランティアセンターの設置

災害発生後直ちに、日本赤十字社宮崎県支部災害対策本部にボランティアセンターを設置し、事前に登録のある赤十字防災ボランティアの受入れ体制を整える。

イ [略]

(2) 防災ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

赤十字防災ボランティアセンターは、市町村災害ボランティアセンター、県災害ボランティアセンター及び宮崎県災害対策本部と連絡を密にして、被災状況、被災者のニーズ等を共有し、活動内容及び派遣人員などの調整を相互に行う。

(3) 赤十字防災ボランティアの活動

ア 赤十字防災ボランティアの活動内容

日本赤十字社宮崎県支部災害対策本部は、積極的に赤十字防災ボランティアの参加・協力を求めて災害救護活動の一層の推進を図ることとし、災害時に赤十字防災ボランティアに対し、次の技術・技能的な専門性のある活動を優先的に依頼するよう配慮する。

・名称変更に伴う修正

・防災基本計画の修正を踏
まえた修正
(災害救助法の改正)

・現行運用に基づく修正

第2編 共通対策編
第3章 災害応急対策計画

(ア)～(キ) [略]

イ [略]

ウ 赤十字防災ボランティア派遣の決定

支部長は、災害の状況に応じ、派遣する赤十字防災ボランティアの人数等を決定をする。

(4) 赤十字防災ボランティア保険の加入促進

活動を希望するボランティアに対し、赤十字防災ボランティア保険の積極的加入の呼び掛けを行う。

5 [略]

第18節 災害救助法の適用

第1款 災害救助法の適用

第1項 (略)

第2項 対策

1・2 (略)

3 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が下記のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに市町村毎に行うものとする。

(1)～(4) (略)

4～7 (略)

(ア)～(キ) [略]

イ [略]

ウ 赤十字ボランティア派遣の決定

日本赤十字社宮崎県支部災害対策本部長は、災害の状況に応じ、派遣する赤十字防災ボランティアの人数等を決定をする。

(4) 赤十字防災ボランティア保険の加入促進

活動を行うボランティアが、活動時の事故や怪我等を保障する保険に加入していない場合は、赤十字ボランティア保険の加入を求める。

5 [略]

第18節 災害救助法の適用

第1款 災害救助法の適用

第1項 (略)

第2項 対策

1・2 (略)

3 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が下記のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに市町村毎に行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 災害が発生するおそれがある場合において、次の全てに該当し、知事が特に救助が必要と認めたとき。

ア 国において当該災害に係る特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）が設置されたとき。

イ 政府本部の所管区域として本県が告示されたとき。

ウ 当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき。

※ (1)～(4)・・・救助法第2条第1項、(5)・・・救助法第2条第2項

4～7 (略)

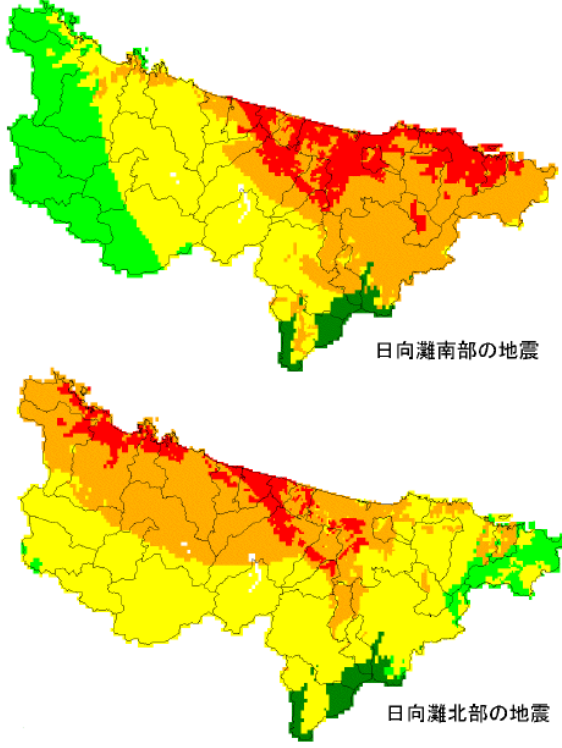
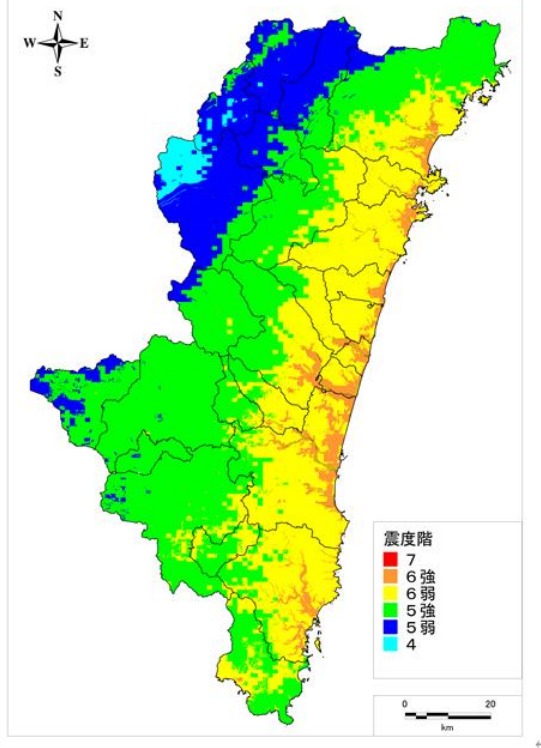
・災害救助法の改正に伴う修正

第2編 共通対策編

第4章 災害復旧・復興計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 迅速な現状復旧の進め方</p> <p>第1款 公共施設災害復旧事業計画</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>第4節 被災者の生活再建等の支援</p> <p>第2款 生活確保資金の融資等</p> <p>第1項 基本方針</p> <p>県及び関係市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。</p> <p><u>これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、県及び関係市町村は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。</u></p> <p>なお、各種の事務処理に当たっては、手続きの簡素化、迅速化を図るものとする。</p> <p>第2項 (略)</p>	<p>第2節 迅速な現状復旧の進め方</p> <p>第1款 公共施設災害復旧事業計画</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 国土交通省等の権限代行制度</p> <p>(1) 道路</p> <p><u>県は、自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。</u></p> <p><u>県又は市町村は、県道又は市町村道において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討するものとする。</u></p> <p>(2) 河川</p> <p><u>県は、知事が管理を行う一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討するものとする。</u></p> <p><u>市町村は、準用河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討するものとする。</u></p> <p><u>県又は市町村は、災害時に、知事が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理する準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討するものとする。</u></p> <p>第4節 被災者の生活再建等の支援</p> <p>第2款 生活確保資金の融資等</p> <p>第1項 基本方針</p> <p>県及び関係市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。</p> <p><u>県及び関係市町村は、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明（書）の交付体制を確立し、被災者に罹災証明（書）を交付する。</u></p> <p>なお、各種の事務処理に当たっては、手続きの簡素化、迅速化を図るものとする。</p> <p>第2項 (略)</p>	<p>・ 防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>・ 防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

第3編 地震災害対策編
第1章 地震の想定と震災対策

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4節 想定地震と被害想定 第1款 日向灘地震の特徴と被害想定概要 1 (略) 2 被害想定概要 日向灘地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.5として想定する。 <u>また、津波については、最大高さが日向灘地震よりも東南海・南海地震の方が高いことから、東南海・南海地震による被害を最大被害として採用している。</u> 予測される震度分布、被害想定結果の概要は、以下のとおり。</p>  <p style="text-align: center;">震度分布図</p>	<p>第4節 想定地震と被害想定 第1款 日向灘地震の特徴と被害想定概要 1 (略) 2 被害想定概要 日向灘地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.6として想定する。 予測される震度分布、被害想定結果の概要は、以下のとおり。</p>  <p style="text-align: center;">震度分布図(最大)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日向灘地震に係る被害想定更新調査結果(R3.3)に伴う修正

第3編 地震災害対策編
第1章 地震の想定と震災対策

		日向灘北部地震	日向灘南部地震
最大震度		震度6強	震度6強
津波の高さ		約5m	約5m
人的被害	死者数		
	揺れによるもの	約330名	約880名
	※津波によるもの	最大約670名	最大約670名
建物被害	全壊棟数		
	揺れによるもの	約14,400棟	約22,600棟
	※津波によるもの	最大5,200棟	最大5,200棟

資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

震源が本県から近いことから揺れによる被害が最も懸念される。特に、日向灘南部地震が発生すると、県央・県南を中心に死者が約880名、全壊する建物が約22,600棟に及ぶと想定される。

また、津波の高さは、東南海・南海地震によるものより低くなるが、震源が近いことから、地震発生から短時間（早いところで10分以内）で襲来する恐れがある。

(最大震度及び最大津波高)

最大震度	最大津波高
震度6強	6m

(被害想定)

項目	日向灘北部地震	日向灘南部地震
建物被害（全壊棟数）	約13,000棟	約16,000棟
人的被害（死者数）	約1,700人	約990人

資料：宮崎県「令和2年度宮崎県地震・津波被害想定調査」による。

日向灘地震により発生した津波による被害が最も懸念される。特に、日向灘北部地震が発生すると、県北・県央を中心に死者が約1,700人、全壊する建物が約13,000棟に及ぶと想定される。

また、津波の高さは、南海トラフ地震によるものより低くなるものの、震源が近いことから、地震発生から短時間（早いところで12分）で到達する恐れがある。

第3編 地震災害対策編
第2章 地震災害予防計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 地震に強い県土づくり、まちづくり</p> <p>第2款 建築物の安全化</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 建築物の耐震性強化</p> <p>【県、市町村】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の落下物対策の推進</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 建築物の地震対策の推進</p> <p>天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。</p>	<p>第1節 地震に強い県土づくり、まちづくり</p> <p>第2款 建築物の安全化</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 建築物の耐震性強化</p> <p>【県、市町村】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の落下物対策の推進</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 建築物の地震対策の推進</p> <p>天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。</p> <p><u>また、災害の拡大や二次災害の防止のため、市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</u></p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

第4編 津波災害対策編
第2章 津波災害予防計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 津波に強い県土づくり、まちづくり</p> <p>第1款 都市防災構造の強化 地震災害対策編第2章第1節第1款によるほか、以下のとおりとする。</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 防災都市づくり計画の策定 津波被害を受ける可能性のある地域について、津波防災性の高い交通基盤施設やヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策の推進に努めるものとする。</p>	<p>第1節 津波に強い県土づくり、まちづくり</p> <p>第1款 都市防災構造の強化 地震災害対策編第2章第1節第1款によるほか、以下のとおりとする。</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 対策</p> <p>1 防災都市づくり計画の策定 津波被害を受ける可能性のある地域について、津波防災性の高い交通基盤施設やヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策の推進に努めるものとする。</p> <p><u>【市町村】</u> <u>市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u></p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

第5編 風水害等対策編
第2章 風水害予防対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 風水害に強い県土づくり、まちづくり 第2款 風水害に強いまちづくり 第1項 (略) 第2項 対策 1 河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等 【九州地方整備局、県】 (略) 【市町村】 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>【地下街等の所有者・管理者】 (略) 【要配慮者利用施設の所有者・管理者】 浸水想定区域に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、<u>施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。</u> 【大規模工場等の所有者・管理者】 (略) 2 土砂災害警戒区域等の指定等 【県・市町村】 (略) 【市町村】 (1)～(3) (略)</p> <p>【県】 (略) 【要配慮者利用施設の所有者・管理者】 土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、<u>土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。</u> 3 (略)</p>	<p>第1節 風水害に強い県土づくり、まちづくり 第2款 風水害に強いまちづくり 第1項 (略) 第2項 対策 1 河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等 【九州地方整備局、県】 (略) 【市町村】 (1)～(3) (略) <u>(4) 市町村は、市町村地域防災計画に記載した要配慮者利用施設における避難の確保を図るために必要な計画（以下「避難確保計画」という。）の策定や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、助言等を行う。</u> (5) (略) <u>(6) 市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u> 【地下街等の所有者・管理者】 (略) 【要配慮者利用施設の所有者・管理者】 浸水想定区域に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、<u>避難確保計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。</u> 【大規模工場等の所有者・管理者】 (略) 2 土砂災害警戒区域等の指定等 【県・市町村】 (略) 【市町村】 (1)～(3) (略) <u>(4) 市町村は、市町村地域防災計画に記載した要配慮者利用施設における避難確保計画の策定や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、助言等を行う。</u> <u>(5) 市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u> 【県】 (略) 【要配慮者利用施設の所有者・管理者】 土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、<u>避難確保計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。</u> 3 (略)</p>	<p>・ 防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>・ 防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>・ 記載の適正化</p> <p>・ 防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>・ 防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>・ 記載の適正化</p>

第5編 風水害等対策編
第2章 風水害予防対策計画

- 4 建築物の安全性確保
建築物の安全性確保対策は、次によるものとする。
- (1) (略)
- (2) 建築物の災害予防措置
ア～ウ (略)

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 災害発生直前における体制の整備

第1項 (略)

第2項 対策

1 減災協議会の設置

【県、市町村、河川国道事務所】

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体計に推進することを目的として、県、市町村、河川国道事務所が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

2 (略)

3 避難誘導體制の整備

【県、市町村】

県及び市町村は、風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難誘導體制を整備しておくものとする。

県は、市町村に対し、避難勧告等の発令基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言を行うものとする。

【市町村】 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 避難勧告、避難指示(緊急)等の発令基準の明確化

市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それ以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の判断基準を策定するものとする。

また、市町村は、避難勧告等について、内閣府の「避難勧告等に関するガイドラ

- 4 建築物の安全性確保
建築物の安全性確保対策は、次によるものとする。
- (1) (略)
- (2) 建築物の災害予防措置
ア～ウ (略)

エ 災害の拡大及び二次災害の防止

市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 災害発生直前における体制の整備

第1項 (略)

第2項 対策

1 減災協議会等の設置

【県、市町村、河川国道事務所】

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体計に推進することを目的として、県、市町村、河川国道事務所が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

県、市町村及び河川国道事務所は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスク評価について検討するものとする。また、県及び市町村は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

なお、河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

2 (略)

3 避難誘導體制の整備

【県、市町村】

県及び市町村は、風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難誘導體制を整備しておくものとする。

県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言を行うものとする。

また、県は、市町村が避難指示等を解除する際は、必要に応じて技術的助言を行うものとする。

【市町村】 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 避難指示等の発令基準の明確化

市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それ以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の判断基準を策定するものとする。

また、市町村は、避難指示等について、内閣府の「避難情報に関するガイドラ

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・防災基本計画の修正を踏まえた修正

・「避難情報に関するガイドライン」に基づく修正

・災害対策基本法改正に伴う修正

第5編 風水害等対策編
第2章 風水害予防対策計画

イン」を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを進めるものとする。

特に、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、基本としては危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対し避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

(5)～(7) (略)

4・5 (略)

ン」を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを進めるものとする。

特に、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、基本としては危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対し避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(5)～(7) (略)

4・5 (略)

第6編 火山災害対策編
第3章 火山災害応急対策計画

別 警 報		しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が <u>すでに発生</u> している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	(略)	(略)
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、 <u>高齢者等の避難</u> が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>高齢者等の避難</u> が必要とされる警戒レベル3に相当。
	(略)	(略)
	波浪警報	(略)
注 意 報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難</u> が必要とされる警戒レベル4に相当。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>
	洪水注意報	大雨、 <u>長雨、融雪</u> などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>
	(略)	(略)
注 意 報	波浪注意報	(略)
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u> 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は <u>高齢者等の避難</u> が必要とされる警戒レベル3に相当。
	(略)	(略)
	(略)	(略)

※ (略)
(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

別 警 報		しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が <u>発生又は切迫</u> している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	(略)	(略)
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、 <u>高齢者等は危険な場所から避難</u> が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>高齢者等は危険な場所から避難</u> が必要とされる警戒レベル3に相当。
	(略)	(略)
	波浪警報	(略)
注 意 報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>危険な場所から避難</u> が必要とされる警戒レベル4に相当。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>
	(略)	(略)
注 意 報	波浪注意報	(略)
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u> 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は <u>高齢者等は危険な場所からの避難</u> が必要とされる警戒レベル3に相当。
	(略)	(略)
	(略)	(略)

※ (略)
(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

< 警報の危険度分布等の種類と概要 >

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、<u>「極めて危険」（濃い紫）</u>：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u>
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部平野部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地

< キキクル等の種類と概要 >

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：<u>危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で示す情報。 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部平野部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地

・名称の変更
・「避難情報に関するガイドライン」改定に伴う修正

・「避難情報に関するガイドライン」改定に伴う修正

域と同じ発表単位（宮崎県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) (略)

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおこしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、宮崎県と宮崎地方気象台が共同で発表する。

なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができ、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(7) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

宮崎県の発表基準は、1時間120ミリ以上を観測又は解析したときである。

域と同じ発表単位（宮崎県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) (略)

(6) 顕著な大雨に関する情報

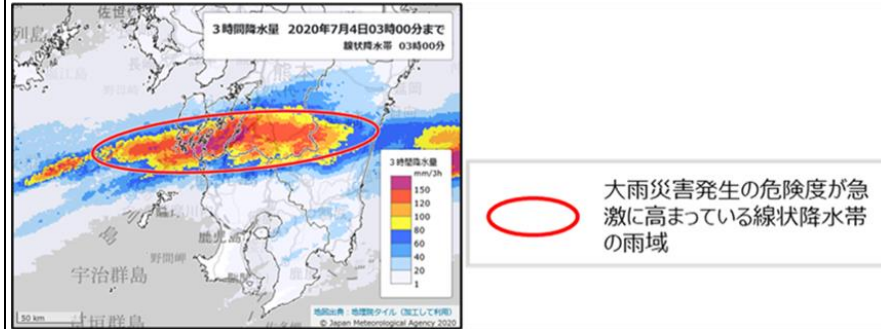
大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときに、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮崎県気象情報」という表題の気象情報を、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

<顕著な大雨に関する情報の発表例>

顕著な大雨に関する〇〇県気象情報 第〇号
令和2年7月〇日〇〇時〇〇分 〇〇気象台発表

〇〇地方、〇〇地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生危険度が急激に高まっています。

<顕著な大雨に関する情報を補足する「線状降水帯」の表示>



(7) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおこしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、宮崎県と宮崎地方気象台が共同で発表する。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

宮崎県の雨量による発表基準は、1時間120ミリ以上の降水を観測又は解析した

・気象情報新設に伴う修正

・記載の適正化

・基準変更に伴う修正

(8)～(11) (略)

第2款 避難誘導の実施

第1項 (略)

第2項 対策

1～5 (略)

6 安全確保措置の周知

市町村が避難勧告等を発令した場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う等やむを得ない場合と住民等自身が判断する場合は、「近隣のより安全な場所への移動」又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

7 (略)

ときである。

(9)～(12) (略)

第2款 避難誘導の実施

第1項 (略)

第2項 対策

1～5 (略)

6 適切な避難行動の周知

市町村が避難指示等を発令した場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣のより安全な場所への避難」又は自宅の上層階等、相対的に安全だと考えられる場所へ「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

7 (略)

・防災基本計画の修正を踏
まえた修正

第6編 火山災害対策編
 第3章 火山災害応急対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 災害発生直前対策 第1款 火山災害に関する情報の伝達 第1項 (略) 第2項 対策 1 (略) 2 噴火警報等の発表と伝達及び通報 (1) 噴火警報等の種類 【宮崎地方气象台】 (略) ①・② (略) 表 4-3-3(1)～(3) (略)</p>	<p>第1節 災害発生直前対策 第1款 火山災害に関する情報の伝達 第1項 (略) 第2項 対策 1 (略) 2 噴火警報等の発表と伝達及び通報 (1) 噴火警報等の種類 【宮崎地方气象台】 (略) ①・② (略) 表 4-3-3(1)～(3) (略)</p>	

表 4-3-3-(4) 霧島山（大幡池）の噴火警戒レベル（令和3年3月30日運用開始）

名称	範囲	レベル (マーク)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警戒レベル5 (避難)	大幡池	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫、あるいは発生している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、火砕流、溶岩流が居住地域に到達、またはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】なし
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	●噴火活動の拡大や顕著な地殻変動等により、火砕流、溶岩流が居住地域に到達するよう噴火が予想される。 【過去事例】 約7,100年前：溶岩流が大幡山から約4km流下
噴火警戒レベル3 (入山規制)	大幡池	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される、あるいは発生。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から概ね2kmを超え概ね4km以内に大きな噴石の飛散、火砕流、概ね4km付近まで溶岩流が到達するよう噴火が予想される。 ●噴火が発生し、火口から概ね2kmを超え概ね4km以内に大きな噴石が飛散、または火口から概ね1kmを超え概ね3km付近まで火砕流、概ね4km付近まで溶岩流が到達。 ▶警戒が必要な範囲は火口から概ね3km、火山活動の状況により概ね4kmとなる。
		2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される、あるいは発生。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●地震活動の高まりや地殻変動、火山ガスの増加等により、小噴火の発生が予想される。 ●小噴火が発生し、火口から概ね2km以内に火砕流の到達。 【過去事例】 約6,500～7,000年前の水蒸気噴火（大幡山）：火口大きな噴石の到達距離は不明 ▶警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、火山活動の状況により概ね1kmとなる。
噴火警戒レベル1 (常時)	大幡池	1 (常時)	火山活動は静穏、火口内で火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる可能性（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、地震の増加が認められたりする等、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。

・霧島山（大幡池）の噴火警戒レベル運用開始に伴う修正

③～⑦ (略)
(2)～(7) (略)

第3款 警戒区域の設定、避難勧告等
第1項 (略)

③～⑦ (略)
(2)～(7) (略)

第3款 警戒区域の設定、避難指示等
第1項 (略)

第6編 火山災害対策編
第3章 火山災害応急対策計画

第2項 対策

- 1 (略)
2 登山規制
【市町】 (略)
表 4-3-6 入山規制発令基準
(1)～(3) (略)

(4) その他の火山（噴火警戒レベル未導入火山） (略)

- 3 (略)
4 避難の実施基準
【市町】

関係市町長は、噴火警報（居住地域）が発表された場合及び火山の状況に応じて避難活動を、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の3段階に分けて実施する。それぞれの実施基準は次のとおりである。

ア 避難準備・高齢者等避難開始

噴火警戒レベル4（避難準備）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な

第2項 対策

- 1 (略)
2 登山規制
【市町】 (略)
表 4-3-6 入山規制発令基準
(1)～(3) (略)
(4) 大幡池

レベル (キ-ワ-ド)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される、あるいは発生。	火口から居住地域近くまで立入禁止（規制範囲は火口から概ね3km、火山活動の状況により概ね4km以内立入禁止） （備考） ひなもりオートキャンプ場まで約3.6kmとなる。	ア. 大幡池方面のみに通ずる登山道については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 大幡池方面以外へ通ずる登山道については、新燃岳方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。 イ. 関係市町職員、消防機関等職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される、あるいは発生。	火口から概ね2km、火山活動の状況により概ね1km以内立入禁止	
レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる可能性（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況により火口内への立入規制等	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

(5) その他の火山（想定噴火場所周辺以外の場所で噴火した場合） (略)

- 3 (略)
4 避難の実施基準
【市町】

関係市町長は、噴火警報（居住地域）が発表された場合及び火山の状況に応じて避難活動を、「高齢者等避難」「避難指示」の2段階に分けて実施する。それぞれの実施基準は次のとおりである。

ア 高齢者等避難

噴火警戒レベル4（避難準備）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な

- 「噴火等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き（第2版）」に基づく修正
（災害対策基本法の改正）

第6編 火山災害対策編
第3章 火山災害応急対策計画

被害を及ぼす噴火の発生が予想される（可能性が高まっている）とき

イ 避難勧告

噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるとき

ウ 避難指示（緊急）

噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあり、事態が重大と認められるとき

なお、上記避難の実施基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。

関係市町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておく。

① 勧告・指示より早く避難する時（住民等による事前避難）

住民等の自主判断により、避難所に集まってしまった場合

② （略）

5・6 （略）

7 伝達の方法、内容、防災信号

【市町】

(1)・(2) （略）

(3) 防災信号

区分	掲載旗	サイレン	警鐘
避難準備・高齢者等避難開始		5秒 ●-●-●- 休止(約15秒)	1点打 ●休止●休止●
避難勧告		5秒5秒5秒 ●-●-●- 休止(約6秒)	3点打 ●-●-●休止●-●-●
避難指示(緊急)	赤色	約1分 ●-□□●- 休止(約5秒)	連打 ●-●-●-●-●

8 （略）

9 避難準備段階における小・中・高等学校等の対策

【県、市町】

教育長は、「避難準備」を発した旨の連絡を受けるか、またはそれを知った場合は、学校長に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

(1) （略）

(2) 児童生徒が学校にいる場合

ア 避難の準備・勧告が発せられた場合

学校長は、直ちに授業を中止し、避難誘導経路が安全な場合は誘導経路ごとに児童生徒を分類し、責任者の庇護のもとに誘導、家族に引き渡す。

被害を及ぼす噴火の発生が予想される（可能性が高まっている）とき

イ 避難指示

噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるとき

なお、上記避難の実施基準以外に噴火の状況によって次の場合が予想される。

関係市町長は、このような状況に対応した適切な措置を講じておく。

① 「高齢者等避難」より早く避難する時（住民等による事前避難）

住民等の自主判断により、避難所に集まってしまった場合

② （略）

5・6 （略）

7 伝達の方法、内容、防災信号

【市町】

(1)・(2) （略）

(3) 防災信号

区分	掲載旗	サイレン	警鐘
高齢者等避難		5秒 ●-●-●- 休止(約15秒)	1点打 ●休止●休止●
避難指示	赤色	約1分 ●-□□●- 休止(約5秒)	連打 ●-●-●-●-●

8 （略）

9 高齢者等避難段階における小・中・高等学校等の対策

【県、市町】

教育長は、「高齢者等避難」を発した旨の連絡を受けるか、またはそれを知った場合は、学校長に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

(1) （略）

(2) 児童生徒が学校にいる場合

学校長は、直ちに授業を中止し、避難誘導経路が安全な場合は誘導経路ごとに児童生徒を分類し、責任者の庇護のもとに誘導、家族に引き渡す。

家族への引き渡しに困難な場合は、児童生徒を学校に待機させる。

第6編 火山災害対策編
第3章 火山災害応急対策計画

イ 避難指示（緊急）が発せられた場合

学校長は、当該小・中・高等学校等に危険がせまり、避難する必要があると判断した時は、家族に引き渡すことができなかつた児童生徒をあらかじめ定めた避難所に避難させ、収容班は保護者に通知するものとする。

【私立学校等の設置者】（略）

第8節 避難収容活動

第1款 「避難勧告」段階の避難

「避難勧告」段階の避難については、共通対策編第3章第9節第1款「避難誘導の実施」によるほか、以下の通りとする。

1 「避難勧告」段階の避難誘導

【市町】

(1) 避難誘導責任者

予め決められた避難誘導責任者（自治会長、消防団分団長等）は、住民の避難誘導を実施する。

(2)・(3)（略）

2（略）

3 避難勧告段階における小中高等学校等の対策

【県、市町】

教育長は、「避難勧告、指示」を発した旨の連絡を受けるか、またはそれを知った場合は、学校長に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

(1)（略）

(2) 児童生徒が学校にいる場合

ア 避難の準備が発せられた場合

学校長は、直ちに授業を中止し、避難誘導経路が安全な場合は誘導経路ごとに児童生徒を分類し、責任者の庇護のもとに誘導、家族に引き渡す。

イ 避難勧告・指示が発せられた場合

学校長は、当該小中高等学校等に危険がせまり避難する必要があると判断したときは、家族に引き渡しができなかつた児童生徒を、あらかじめ定めた避難所に避難させ、収容班は保護者に通知するものとする。

【私立学校等の設置者】（略）

4（略）

第2款 「避難指示（緊急）」段階の避難

第1款に準ずるほか、以下の通りとする。

1 避難確認の強化

【市町】

特に避難に際しては、避難漏れのないよう巡視、広報を強化し、残留希望者も強く指示して避難させる。

第3款 避難所の開設、運営（共通対策編）

第4款 被災者の把握（共通対策編）

【私立学校等の設置者】（略）

第8節 避難収容活動

第1款 「避難指示」段階の避難

「避難指示」段階の避難については、共通対策編第3章第9節第1款「避難誘導の実施」によるほか、以下の通りとする。

1 「避難指示」段階の避難誘導

【市町】

(1) 避難誘導責任者

予め決められた避難誘導責任者（自治会長、消防団分団長等）は、住民の避難誘導を実施するとともに、避難漏れのないよう巡視、広報を強化し、残留希望者には強く指示して避難させる。

(2)・(3)（略）

2（略）

3 避難指示段階における小中高等学校等の対策

【県、市町】

教育長は、「避難指示」を発した旨の連絡を受けるか、またはそれを知った場合は、学校長に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

(1)（略）

(2) 児童生徒が学校にいる場合

学校長は、当該小中高等学校等に危険がせまり避難する必要があると判断したときは、家族に引き渡しができなかつた児童生徒を、あらかじめ定めた避難所に避難させ、収容班は保護者に通知するものとする。

【私立学校等の設置者】（略）

4（略）

第2款 避難所の開設、運営（共通対策編）

第3款 被災者の把握（共通対策編）

第6編 火山災害対策編

第3章 火山災害応急対策計画

第5款 避難生活環境の確保（共通対策編）

第6款 災害弱者等への配慮（共通対策編）

第7款 応急住宅の確保（共通対策編）

第4款 避難生活環境の確保（共通対策編）

第5款 災害弱者等への配慮（共通対策編）

第6款 応急住宅の確保（共通対策編）

第12編 大規模な火事災害対策編

第3章 大規模な火事災害応急対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 災害情報の収集・連絡</p> <p>第1款 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置</p> <p>1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達</p> <p>火災による県民の生命・財産への被害を最小限とするため、宮崎地方気象台、県、市町村は迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。</p> <p>○火災気象通報：消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき(具体的には下記の条件)に、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市町村長に通報する。</p> <p><宮崎地方気象台の基準></p> <p><u>乾燥注意報あるいは強風注意報を発表した場合。(降雨、降雪中は通報しないこともある。)</u></p> <p>○火災警報：消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2節 災害情報の収集・連絡</p> <p>第1款 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置</p> <p>1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達</p> <p>火災による県民の生命・財産への被害を最小限とするため、宮崎地方気象台、県、市町村は迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。</p> <p>○火災気象通報：消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき(具体的には下記の条件)に、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市町村長に通報する。</p> <p><宮崎地方気象台の基準></p> <p><u>乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一であり、通報基準に該当または該当するおそれがある場合に火災気象通報として通報する。なお、降水(降雪を含む)が予想される場合は火災気象通報としては通報しない。</u></p> <p>○火災警報：消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>・基準の詳細を記載</p>

第13編 林野火災対策編

第2章 林野火災予防計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 災害防止のための気象情報等の充実</p> <p>宮崎地方気象台は、林野火災防止のため、気象の実況の把握に努め、情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 火災気象通報</p> <p>【宮崎地方気象台、県、市町村】</p> <p>気象の状況が火災の予防止上危険であるときは、消防法第22条に基づき、宮崎地方気象台は、直ちに県(危機管理局)に通報を行う。</p> <p>通報を受けた県は、直ちに市町村に通報するものとする。</p> <p>市町村長は、この通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防止上危険であると認めるときは火災警報を発令する。</p> <p>火災気象通報の基準は、次のとおりである。</p> <p><u>乾燥注意報あるいは強風注意報を発表した場合。(降雨、降雪中は通報しないこともある。)</u></p> <p>市町村長が火災警報を発令する場合は、防災無線や有線放送あるいは消防法施行規則第34条の火災警報信号により周知する。</p> <p><火災警報信号> (略)</p>	<p>第2節 災害防止のための気象情報等の充実</p> <p>宮崎地方気象台は、林野火災防止のため、気象の実況の把握に努め、情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 火災気象通報</p> <p>【宮崎地方気象台、県、市町村】</p> <p>気象の状況が火災の予防止上危険であるときは、消防法第22条に基づき、宮崎地方気象台は、直ちに県(危機管理局)に通報を行う。</p> <p>通報を受けた県は、直ちに市町村に通報するものとする。</p> <p>市町村長は、この通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防止上危険であると認めるときは火災警報を発令する。</p> <p>火災気象通報の基準は、次のとおりである。</p> <p><u>乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一であり、通報基準に該当又は該当するおそれがある場合に火災気象通報として通報する。なお、降水(降雪を含む)が予想される場合は火災気象通報としては通報しない。</u></p> <p>市町村長が火災警報を発令する場合は、防災無線や有線放送あるいは消防法施行規則第34条の火災警報信号により周知する。</p> <p><火災警報信号> (略)</p>	<p>・基準の詳細を記載</p>

第14編 原子力災害対策編

第3章 原子力災害応急対策計画

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5節 住民避難等の防護活動</p> <p>【県、市町村】</p> <p>県及び市町村は、原災法による国の指示、勧告等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 屋内退避の実施</p> <p>屋内退避の防護措置を実施する場合、住民は速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避するものとする。市町村は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第5節 住民避難等の防護活動</p> <p>【県、市町村】</p> <p>県及び市町村は、原災法による国の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 屋内退避の実施</p> <p>屋内退避の防護措置を実施する場合、住民は速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避するものとする。市町村は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示するものとする。</p> <p>なお、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>・防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>